

会長	局長	主幹兼係長	係

# 令和3年度 〔天城町農業委員会〕 8月定例総会議事録

署名委員 貞山 博一

署名委員 里村 清志

# 天城町農業委員会 8月定例総会議事録

1 開催日時 令和 3年 8月 20日 (金) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 10名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	
5	前野		15	瀬滝	
6	岡前		16	瀬滝	奥 好生
7	浅間		17	当部	
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	
9	天城		19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 9名 5番富山 良一 6番小林 耕作 7番榮 徳男 9番吉川 貴也  
12番禎村 和志 14番中磯 朋美 15番田原 廣秀 17番岩元 聡  
18番若山 秀也

\*新型コロナウイルス感染防止対策のためやむを得ず過半数の出席による定例総会とした

5 事務局 3名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹兼係長	川口 正幸
3	係長	城 光寿			

6 参加者 1名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	農政課	西松 清仁			

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議席の指定について
- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第15号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第16号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第17号 農地法第5条許可申請について

(3) 報告事項等

- ・新農業委員について (吉川貴也委員)

開会 13時30分

議長  
(仲会長)

本日の定例総会は、新型コロナウイルス感染防止対策として過半数の委員により行います。  
ただいまの出席委員は10人です。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立しました。  
これから令和3年8月天城町農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第5条の規定により、ただいま着席のとおりとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、貞山委員と里村委員を指名します。

日程第3、会期決定の件を議題とします。  
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。  
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。  
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

議長

日程第4、議案第15号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。事務局に申請番号48番から52番までの説明を求めます。

事務局  
(城)

(事務局の説明)

議長

詳しくは、農政課の担当がお見えですので、質疑の中でお願いします。それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。まず、申請番号48番について、勝尾委員、お願いします。

勝尾委員

申請番号48番について説明します。当時から牛舎があったのですが今回新たに牛舎を増設にあたりこれまでの建物が無断転用になっていたと分かり今回の申請で一括して申請が上がっております。  
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号48番について採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号48番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号49番について、担当委員の調査報告を求めます。勝尾委員、お願いします。

勝尾委員 申請番号49番について説明します。こちらは前回3月か4月に申請があったものと同じ個所になります。以前の所有者が無断で建物を建てていた場所ですが畜舎の増設のために再度申請が上がっております。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

里村委員 図面で見ると牛舎がありますがこちらは許可を得ていますでしょうか。

勝尾委員 こちらは先月許可を得ております。

会長 他に質疑有りませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから、申請番号49番について採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

勝尾委員 賛成多数。  
よって、申請番号49番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

議 長 次に、申請番号50番について、担当委員の調査報告を求めます。勝尾委員、お願いします。

勝尾委員 申請番号50番について説明します。ここは先月3条申請で上がってきた箇所になるのですが、申請人が元々牛を増やす予定でいたのですが、場所が足りずに今回申請に上がっております。施設設置に入りそうなのですが畑総地区で許可も出ていないためまだ行わないように指示をしております。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

貞山委員 ここは堆肥舎などを作る予定はありますか。

勝尾委員 し尿処理については注意をしておりますが増頭数によってそこまでは現状ではわかっておりません。

貞山委員 もともとある牛舎は仕方ないと思いますが、今後牛舎が増える際には堆肥舎なども建設する必要があると思うのですが。

勝尾委員 前は堆肥舎の整備も事業であったのですが、現在は自己資金での建設のためすぐすぐに対応が難しいと思います。

議 長 農政課の担当者もおりますので意見をお聞きしたいと思います。

農政課 説明いたします。50番につきましては当初別の牛舎を借りる予定で動いていたのですが、7月にその牛舎が火事で使用不能になったため今回この場所で申請が上がっております。堆肥舎につきましては以前農協で事業があったとのことですが今はやっていないとのこと。堆肥舎については意見として出していただければと思います。

貞山委員 自然遺産登録も行われたので、今後は牛舎の設置の際はその辺も条件にするべきだと思います。

議長 今後牛舎の設置の際はし尿処理の施設についても指導して検討させるようにお願いします。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号50番について採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号50番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号51番について、担当委員の調査報告を求めます。勝尾委員、お願いします。

勝尾委員 申請番号51番について説明します。参考資料4ページこちらは畑総で整備がされた場所ですが、水が多く出る場所で作物を作るのに不便なところになります。そのため申請人が購入し少し盛土をして牛舎を建設する予定であります。地籍もはいつており境界などもしっかりしていて問題ないと思います。

皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

貞山委員 盛土を行うと沈下する可能性などは大丈夫でしょうか。

勝尾委員 地盤は固いんですが、盛土をしなければゆう水処理が難しいとのこと。

貞山委員 ここは堆肥場はありますか。

勝尾委員 現状ではないですが、作る予定でいるとのこと。

議長 川なども近くにあるとのことですのでし尿処理はしっかりするようにお願いします。

中島委員 牛舎は何頭以上であれば堆肥舎が必要となるのですか。

事務局 (城) 10頭以上になります。

議長 河川などに長さ内容の指導を再度お願いしておきます。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号51番について採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号51番は、審議の結果、これを認めることに決定しま

した。この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号52番について、担当委員の調査報告を求めます。平野委員、楨村委員、お願いします。

平野委員

申請番号52番について説明します。場所は原商店から山側に降りて行く参考資料5ページになります。川を渡ってのところになります。元々父親がしていたところの奥になります。場所などについては問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

貞山委員

元々の建物は転用済でしょうか。

農政課

こちらは元々の建物について顛末書付で申請が上がっております。

奥委員

場所の面積が広さが逆のような気がするのですが地籍は入っているのですか。

農政課

地籍は入っていないです。

奥委員

地籍が入っていないのならわかりました。

議長

他に質疑有りませんか。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号52番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号52番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

日程第5，議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号53番から62番までの説明を求めます。

事務局  
(城)

(事務局の説明。)

議長  
(中島会長代理)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

ここで、議長職を中島会長代理と交代します。

(議長交代)

申請番号53番と54番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。まず、申請番号53番について、勝尾委員をお願いします。

勝尾委員

申請番号53番について説明します。譲渡人と譲受人は友人です。参考資料6ページと7ページになります。今は飼料作物を植えてあります。畑総地区であり境界などもしっかりしており何ら問題ないと思います。

皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

次に、申請番号54番について、仲委員をお願いします。

仲委員

申請番号54番について説明します。譲渡人と譲受人は親族関係はありません。窪田の土地は参考資料8ページ現在キビが植えられています。耕作

者は違う方ですが話は通っているとのこと。宇賀上のほうも先ほどの方が機微を植えておりますが話は通っているとのこと。教会もしっかりしており問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長           これから、本案に対する一括質疑に入ります。

里村委員       参考までに譲受人の職業をお願いします。

事務局         事務局の資料では会社員です。

里村委員       申請事由の修正もお願いします。規模拡大になってはいますが、新規就農が妥当だと思います。

事務局         修正いたします。

奥委員         新規就農ならば規模面積の方を修正して下限面積が足りているようにわかるように記載をお願いします。

事務局         注意します。

議 長  
(仲会長)       他に質疑有りませんか。  
                  質疑なしと認めます。  
                  これから、申請番号53番と54番について、一括採決します。  
                  お諮りします。  
                  本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号53番と54番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。ここで、議長職を仲会長と交代します。  
(議長交代)

議 長           次に、申請番号55番と56番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。貞山委員をお願いします。

貞山委員       申請番号55番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。参考資料9ページ場所は県道から選果場と反対に下りていくか所になりますが、実際はこの一帯を全て譲受人が飼料作物を植えております。畑総もあり問題ないと思います。申請番号56番について説明します  
10 ページ阿良又の前回申請があった隣接地になりますがこちらも問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長           これから、本案に対する一括質疑に入ります。  
                  (「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号55番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号55番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。  
次に、申請番号56番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号56番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号57番と58番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号57番と58番について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。今回親が元気なうちに畑を譲受したいとのことで申請が上がっております。現在はきびが植えてあり耕作者は別の方です。今回のじょうについては耕作者の許可も得ているとのことです。又、58番につきましては57の下限面積が足りなかったとのことで使用貸借を行っております。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。  
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号57番と58番について、一括採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号57番と58番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号59番について、担当委員の調査報告を求めます。  
中島委員お願いします。

中島委員

申請番号59番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。畑の数が多いので参考資料で行きます。14ページ～18ページになります。そのなかで上田川については橋から上がって行くところで現在は作付けがされていない状況でしたが、親子で管理して普及するそうです。他の畑は畑総地区なので問題ないかと思えます。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号59番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号59番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号60番について、担当委員の調査報告を求めます。  
勝尾委員お願いします。

勝尾委員

申請番号60番について説明します。参考資料19ページ浅間集落の集合墓地の一面になります。譲受人と譲渡人は義理の兄妹になります。譲受人が島に変える予定もないとのことで弟にとのことで申請がありました。境界などもわかっており問題ないともいえます。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。



議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号60番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号60番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号61番について、担当委員の調査報告を求めます。  
政委員をお願いします。

政委員

申請番号61番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。  
参考資料20ページ現在みかんを植えており管理がされてませんでした。境界等問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号61番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号61番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号62番について、担当委員の調査報告を求めます。  
麓委員をお願いします。

麓委員

申請番号62番について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟になります。  
参考資料21ページ現在も野菜など植えております。問題ないと思います。  
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号62番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号62番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議 長

日程第6、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号63番の説明を求めます。

事務局  
(城) (事務局の説明)

議 長 それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。前田委員、麓委員をお願いします。

前田委員 申請番号63番について説明します。譲渡人は譲受人は親子になります。場所は参考資料22ページもともと譲渡人が家庭菜園などを行っていましたが譲受人が牛舎をたてるということで予定をしていたのですが、当初予定の面積より大きいサイズの牛舎が出来たため顛末書付で申請が上がっております。先ほどからあった堆肥舎は別で建設予定しております。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

里村委員 牛舎建設予定の際は増頭予定の数などは把握されてるのでしょうか。

事務局 現在2頭、将来14頭の計画で出ております。

里村委員 計画書が出ているわけですね。

前田委員 農協の事業になるのですが、現状と5年後の計画で建設しております。

里村委員 計画での頭数が解るといっているのであれば大丈夫です。

議 長 他に質疑有りませんか。  
質疑なしと認めます。

これから、申請番号63番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号63番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第7、諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。  
以上で諸報告を終わります。  
以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議会  
連絡事項  
・鹿児島県農業委員会大会について  
・遊休、荒廃農地調査について  
・次回定例総会について

他に、質疑、意見等ありませんか。  
(「特になし」の声あり)

以上で本日の日程は全部終了しました。  
令和3年8月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時25分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 貞山 博一 印

署名委員 里村 清志 印